



平成27年 6月26日

各 位

会社名 日本テレホン株式会社
代表者名 代表取締役社長 執行役員
高山 守男
(東証 JASDAQ スタンダード: 9425)
問合せ先 取締役執行役員 経理財務本部長
茶谷 喜晴
電話番号 06-6881-6611

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年6月26日開催の取締役会において、平成27年7月29日(水曜日)に開催予定の「第27期 定時株主総会」に下記のとおり、「定款の一部変更」について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

今後の事業の多様化に備え、事業目的を追加するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加し、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されたことにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を十分発揮できるよう現行定款第29条(取締役の責任免除)および第39条(監査役の責任免除)を一部変更すると共に、文言の修正を行うものであります。

なお、定款第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 取締役会決議 | 平成27年6月26日(金曜日) |
| ② 定款変更のための株主総会開催日 | 平成27年7月29日(水曜日) |
| ③ 定款変更の効力発生日 | 平成27年7月29日(水曜日) |

【別紙】

(下線太字は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信機器の販売およびレンタル業 2. 情報処理サービス業および情報提供サービス業 3. 電話加入権の販売およびレンタル業 4. 電気通信事業法に基づく付加価値情報網の有償提供事業 5. リサイクルショップ店の経営 6. 中古情報通信機器<u>及び</u>その周辺機器の買取、販売および資源リサイクルの事業 7. 中古情報通信機器のリファビッシュ事業 8. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集および加盟店の指導業務 <p><u>(新設)</u></p> <p><u>9.</u> 上記各号に附帯する一切の事業</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信機器の販売およびレンタル業 2. 情報処理サービス業および情報提供サービス業 3. 電話加入権の販売およびレンタル業 4. 電気通信事業法に基づく付加価値情報網の有償提供事業 5. リサイクルショップ店の経営 6. 中古情報通信機器<u>および</u>その周辺機器の買取、販売および資源リサイクルの事業 7. 中古情報通信機器のリファビッシュ事業 8. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集および加盟店の指導業務 <p><u>9. 古物市場の運営</u></p> <p><u>10.</u> 上記各号に附帯する一切の事業</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

以 上